

昇降機性能評価業務における軽微変更の取扱いについて

平成 28 年 4 月 1 日
一般財団法人ベターリビング

平成 23 年 3 月に国土交通省より「構造方法等の認定に関する運用改善について」通知があり、当機関では、下記の通り取扱うこととさせていただきます。

1. 申請条件等

- ・当機関で、昇降機性能評価を取得した機種のみとさせていただきます。
- ・事前審査を行い、軽微変更該当と思われる場合、国交省に確認をします。
- ・国交省の了解が得られれば、本申請の受付を行います。
- ・直近の委員会に上程し、評価員の承認を得て、評価書発行の手続きに入ります。

2. 軽微変更の性能評価申請手数料（戸開走行保護装置の場合）

- ・7万円/件です。（別途大臣認定申請料2万円/件が必要です。）
（規則第11条の2の3第5項第二号（1/10）、別表第2（第11条の2の3関係：70万円）参照）

3. 軽微変更にならないと思われる事例

- ① 巻上機、ブレーキ、UCMP 制御盤のいずれかの仕様が異なる変更
- ② UCMP 制御プログラム名が異なる変更
- ③ UCMP 制御回路が異なる変更
- ④ シミュレーションの再計算が必要となる変更
- ⑤ 巻上機、ブレーキ等の強度について再計算が必要となる変更
- ⑥ その他危険側になる変更

4. 軽微変更に成り得るとと思われる事例

- ① かご戸スイッチ、乗場戸スイッチの形状や構造の変更に伴う型名の追加
 - ・強制開離構造又は二重構造であること
- ② ブレーキ電源遮断用電磁接触器の形状や構造の変更に伴う型名の追加
 - ・定格電流、電圧の仕様が同じ又は大きくなる変更
 - ・応答速度（時間）、耐用年数（寿命）が同じ又は早くなる変更
 - ※同一メーカー製でバージョンアップ等の場合、軽微変更も不要。
- ③ 特定距離感知装置の型名の追加
 - ・光透過型であること
- ④ 巻上機の油付着防止構造の変更
 - ・油付着防止カバー等の形状、材質の変更
- ⑤ つま先保護板の形状変更
 - ・寸法が長くなる変更
 - ・寸法が同じで形状、材質が異なる変更
- ⑥ 速度監視装置の変更、追加
 - ・検出速度を低く（早く感知）する変更
- ⑦ 通常制御盤の型名の追加
 - ・UCMP に関係しない使用部品等の変更や分割タイプ等に変更する制御盤の型名の追加
- ⑧ 定期検査、定期点検の記載変更
 - ・検査の基準が厳しくなる変更
 - ・検査方法がより詳しくなる変更
- ⑨ 用途の追加
 - ・非常用エレベーターの追加
 - ・荷物用の追加（但し、C2 ローディング、上下戸、上戸の追加は原則として除く）

5. その他

昇降機性能評価（軽微変更）の申請をご希望の場合は、事前に事務局までご相談下さい。